

平成 29 年 12 月 15 日 子ども家庭局家庭福祉課 母子家庭等自立支援室 (担当·内線)生活支援係(内線 4887) (代表電話) 03(5253)1111 (直通電話) 03(3595)3112

# 平成 28 年度 全国ひとり親世帯等調査結果の概要

## 1. 調査の概要

#### (1)調査の実施日

平成28年11月1日(前回調査は平成23年11月1日)

#### (2)調査の対象及び客体

全国の母子世帯、父子世帯および養育者世帯を対象とし、平成22年国勢調査により設 定された調査区から無作為に抽出した 4,450 調査区 (母子世帯については、同 4,450 調 査区のうちの 2,850 調査区) 内の母子世帯 3,293 世帯、父子世帯 653 世帯、養育者世帯 60世帯を調査客体として実施。

集計客体は、母子世帯 2,060 世帯、父子世帯 405 世帯、養育者世帯 45 世帯。

## |2. 結果の概要 |※

#### 【母子世帯と父子世帯の状況】

		母子世帯	父子世帯	
1	世帯数 [推計値]	1 2 3 . 2 万世帯 (1 2 3 . 8 万世帯)	1 8 . 7 万世帯 (2 2 . 3 万世帯)	
2	ひとり親世帯になった理由	離婚 79.5% (80.8%) 死別 8.0% (7.5%)	離婚 75.6% (74.3%) 死別 19.0% (16.8%)	
3	就業状況	81.8% (80.6%)	85.4% (91.3%)	
	就業者のうち 正規の職員・従業員	44.2% (39.4%)	68.2% (67.2%)	
	うち 自営業	3.4% ( 2.6%)	18.2% (15.6%)	
	うち パート・アルバイト等	43.8% (47.4%)	6.4% (8.0%)	
4	平均年間収入 [母又は父自身の収入]	243万円(223万円)	420万円 (380万円)	
5	平均年間就労収入 [母又は父自身の就労収入]	200万円 (181万円)	398万円 (360万円)	
6	平均年間収入 [同居親族を含む世帯全員の収入]	348万円 (291万円)	573万円 (455万円)	

<sup>)</sup>内の値は、前回(平成23年度)調査結果を表している。

<sup>※( )</sup> 内の値は、前回(下版20下及) 間直に入るること 3。 ※「平均年間収入」及び「平均年間就労収入」は、平成27年の1年間の収入。 ※ 集計結果の構成割合については、原則として、「不詳」となる回答(無記入や誤記入等)がある場合は、分母 となる総数に不詳数を含めて算出した値(比率)を表している。

## (1) ひとり親世帯になった理由 (別添2 P.2)

#### ~ 母子世帯の約9割は離婚などが理由 ~

- 母子世帯になった理由は、「死別」が 8.0 % (前回調査 7.5 %)、離婚などの「生別」が 91.1 % (同 92.5 %)となっている。
- 父子世帯になった理由は、「死別」が 19.0 % (同 16.8 %)、「生別」が 80.0 % (同 83.2 %) となっている。

#### (2) ひとり親世帯の親と末子の年齢(同 P.5、6)

#### ~ 親・子ともに母子世帯より父子世帯の方が年齢が高い ~

- 調査時点における母子世帯の母の平均年齢は 41.1 歳(同 39.7 歳)、父子世帯の 父の平均年齢は 45.7 歳(同 44.7 歳)となっている。
- 調査時点における末子の平均年齢は、母子世帯で 11.3 歳(同 10.7 歳)、父子世帯で 12.8 歳(同 12.3 歳)となっている。

#### (3)世帯人員の状況 (同 P.7、8)

## ~ 子ども以外の同居者がいる割合は父子世帯の方が高い ~

- 母子世帯の平均世帯人員は、3.29 人(同 3.42 人)となっている。 また、子ども以外の同居者がいる母子世帯は 38.7 %(同 38.8 %)で、親と同居 する母子世帯は 27.7 %(同 28.5 %)となっている。
- 父子世帯の平均世帯人員は 3.65 人(同 3.77 人)となっている。 また、子ども以外の同居者がいる父子世帯は 55.6 %(同 60.6 %)で、親と同居 する父子世帯は 44.2 %(同 50.3 %)となっている。

#### (4) ひとり親世帯の就業状況(同 P. 10、11、13、14)

#### ~ 正規の職員・従業員の割合が増加 ~

○ 母子世帯の母の就業状況をみると、81.8 % (同 80.6 %) が就業している。母子世帯になる前に就業していたのは 75.8 % (同 73.7 %) だった。

調査時点の雇用形態は、「正規の職員・従業員」が 44.2 % (同 39.4 %) 、「パート・アルバイト等」が 43.8 % (同 47.4 %) となっている。

○ 父子世帯の父の就業状況をみると、85.4 % (同 91.3 %) が就業している。父子世帯になる前に就業していたのは 95.8 % (同 95.7 %) だった。

調査時点の雇用形態は、「正規の職員・従業員」が 68.2 % (同 67.2 %)、「自 営業」が 18.2 % (同 15.6 %)、「パート・アルバイト等」が 6.4 % (同 8.0 %)となっている。

#### (5) 世帯年収などの状況(同 P.35 ~ 38、47)

- ~ 母子世帯の母の平均年間就労収入は増えているものの、200万円にとどまる。 父子世帯の父も増えており、398万円となっている。 ~
- 平成 27 年の母子世帯の母自身の平均年間収入は 243 万円(同 223 万円)で、母自身の平均年間就労収入は 200 万円(同 181 万円)、世帯の平均年間収入(同居親族を含む世帯全員の収入)は 348 万円(同 291 万円)となっている。

世帯の平均年間収入 (348 万円) は、国民生活基礎調査による児童のいる世帯の 平均所得を100として比較すると、49.2 (同44.2)となっている。

○ 平成 27 年の父子世帯の父自身の平均年間収入は 420 万円(同 380 万円)で、父自身の平均年間就労収入は 398 万円(同 360 万円)、世帯の平均年間収入(同居親族を含む世帯全員の収入)は 573 万円(同 455 万円)となっている。

世帯の平均年間収入(573万円)は、国民生活基礎調査による児童のいる世帯の平均所得を100として比較すると、81.0(同69.1)となっている。

○ 母子世帯の母の預貯金額は、「50万円未満」が39.7 % (同 47.7 %) と最も多くなっている。

# (6)離婚によるひとり親世帯の養育費の状況(同 P.49 ~56、61) ~ 取り決め率は増加、受給率は母子世帯で増加 ~

- 養育費の取り決め状況は、「取り決めをしている」が 母子世帯で 42.9 % (同 37.7 %)、父子世帯で 20.8 % (同 17.5 %) となっている。
- 「協議離婚」は「その他の離婚」と比べて、養育費の「取り決めをしている」割合 が低くなっている。
- 取り決めをしていない理由は、母子世帯では「相手と関わりたくない」が 31.4 % (同 23.1 %) と最も多く、次いで「相手に支払う能力がないと思った」が 20.8%、「相手に支払う意思がないと思った」が 17.5%となっている。(※)
  - 一方、父子世帯では「相手に支払う能力がないと思った」が 22.3% と最も多く、次いで「相手と関わりたくない」が 20.5 % (同 17.0 %) となっている。
    - (※) 取り決めをしていない理由の「相手に支払う意思がないと思った」と「相手に支払う能力がないと思った」については、前回調査では「相手に支払う意思や能力がないと思った」となっており、調査結果は、母子世帯 48.6%、父子世帯 34.8%と最も多くなっている。
- 離婚した父親からの養育費の受給状況は、「現在も受けている」が 24.3 % (同 19.7 %)で、平均月額(養育費の額が決まっている世帯)は 43,707 円となっている。
  一方、離婚した母親からは、「現在も受けている」が 3.2 % (同 4.1 %)で、平均月額(同)は 32,550 円となっている。

#### (7) 離婚によるひとり親世帯の面会交流状況(同 P.63 ~72)

- ~ 取り決め率は増加。母子世帯の29.8%、父子世帯の45.5%が面会交流を実施~
- 面会交流の「取り決めをしている」のは、母子世帯で 24.1 % (同 23.4 %)、父子世帯で 27.3 % (同 16.3 %) となっている。
- 「協議離婚」は「その他の離婚」と比べて、面会交流の「取り決めをしている」割 合が低くなっている。
- 取り決めをしていない理由は、母子世帯では「相手と関わり合いたくない」が 25.0 %と最も多く、次いで「取り決めをしなくても交流ができる」が 18.9 %となっ ている。
  - 一方、父子世帯では「取り決めをしなくても交流ができる」が 29.1 %と最も多く、 次いで「相手と関わり合いたくない」が 18.4 %となっている。
- 離婚した親と「現在も面会交流を行っている」のは、母子世帯で 29.8 %(同 27.7 %)、 父子世帯で 45.5 %(同 37.4 %)となっている。
- 面会交流の実施頻度は、母子世帯では「月1回以上2回未満」が最も多く 23.1 % (同 23.4 %)、父子世帯では「月2回以上」が最も多く 21.1 % (前回調査は月1回 以上2回未満が最も多く 23.6 %) となっている。
- 現在面会交流を実施していない理由は、母子世帯では「相手が面会交流を求めてこない」が13.5 %と最も多く、次いで「子どもが会いたがらない」が9.8 %となっている。
  - 一方、父子世帯では「子どもが会いたがらない」が 14.6 %と最も多く、次いで「相手が面会交流を求めてこない」が 11.3 %となっている。

### (8) 公的制度などの利用状況(同 P.75、76、77)

- ~「公共職業安定所(ハローワーク)」が最多 ~
- ひとり親世帯に対する公的制度などの利用状況は、母子世帯、父子世帯ともに、「公 共職業安定所(ハローワーク)」(68.5 %、45.5 %)、「市区町村福祉関係窓口」 (49.9 %、33.0 %)が多い。

#### (9) 子どもの最終進学目標(同 P.89、90)

- ~ 子どもの最終進学目標は、母子世帯、父子世帯ともに「大学・大学院」が4割台 ~
- 子どもの最終進学目標については、「大学・大学院」とする親は、母子世帯で 46.1 % (同 38.5 %)、父子世帯で 41.4 % (同 35.5 %) となっている。

## (参考)

以下に示す数値については、集計結果の構成割合について、分母となる総数から不詳数を除いて算出した場合の結果を 参考として表しています。

		母子世帯		父子世帯			
		今回調査結果 (平成28年度)	前回調査結果 (平成23年度)	今回調査結果 (平成28年度)	前回調査結果 (平成23年度)		
(1	)ひとり親世帯になった理由						
	死別	8.1%	7.5%	19.2%	16.8%		
	生別	91.9%	92.5%	80.8%	83.2%		
	うち 離婚	80.2%	80.8%	76.3%	74.3%		
(4	)ひとり親世帯の就業状況						
	調査時点の母又は父の就業状況	89.7%	84.3%	94.0%	94.5%		
	ひとり親世帯になる前の就業状況	76.3%	74.4%	97.0%	97.1%		
(5	)世帯年収などの状況						
	預貯金額 「50万円未満」	51.4%	59.4%	_	_		
(6)離婚によるひとり親世帯の養育費の状況		₹					
	養育費の「取り決めをしている」	44.2%	38.5%	21.8%	18.1%		
	取り決めをしていない理由	「相手と関わりたくない」	「相手と関わりたくない」	「相手に支払う能力 がないと思った」	(「相手に支払う意思 や能力がないと思っ た」)		
		32.3%	23.6%	24.2%	(36.1%)		
		「相手に支払う能力 がないと思った」		「相手と関わりたくない」	「相手と関わりたくない」		
		21.4% 「相手に支払う意	(「相手に支払う意 思や能力がないと 思った」)	22.3%	17.6%		
		思がないと思った」 18.3%	(49.7%)				
	離婚した父親又は母親からの養育費の 受給状況「現在も受けている」	25.4%	20.5%	3.4%	4.2%		
(7	)離婚によるひとり親世帯の面会交流の状況						
	面会交流の「取り決めをしている」	25.5%	24.2%	29.0%	17.0%		
	取り決めをしていない理由	「相手と関わり合いた くない」	-	「取り決めしていなく ても交流できる」	-		
		26.1%		30.8%			
		「取り決めしていなく ても交流できる」 10.7%	_	「相手と関わり合いた くない」 10.5%	_		
	  離婚した親と「現在も面会交流を行って	19.7%		19.5%			
	いる」	31.3%	28.8%	48.1%	39.4%		
	面会交流の実施頻度	「月1回以上2回未 満」	「月1回以上2回未 満」	「月2回以上」	「月1回以上2回未 満」		
	田左帝令六法を皇佐していたい四十	24.4%	23.4%	21.9% 「子どもが会いたがら	23.6%		
	現在面会交流を実施していない理由   	「相手が面会交流を 求めてこない」	_	ない」	_		
		28.1% 「子どもが会いたがら ない」	_	26.5% 「相手が面会交流を 求めてこない」	_		
		20.4%		20.5%			
_							